

平成 23 年 4 月施行改正経営事項審査 主な変更点について

1. 技術職員数評点 (Z1)

評価対象技術者の要件について、「審査基準日以前に 6 カ月を超える恒常的雇用関係のある者」と限定されました。

審査基準日より 6 ヶ月+1 日以上前から雇用している必要があります。

2. 建設機械の保有状況

評価対象となる建設機械は、「建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令 294 号）別表に規定されるショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルのうち、以下の条件を満たすものが評価対象となります。

- ・自ら所有して使用するもの
- ・リース契約により、審査基準日後から、1 年 7 カ月以上の使用期間が定められたもの
 - ★ショベル系掘削機 ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
 - ★トラクター類

ブルドーザー自重が 3 トン以上のもの

トラクターショベル バケット容量 0.4 立方メートル以上

確認書類は、売買契約書+自主点検整備表 リース契約書 (予定)

1 台 P 点換算 1. 4 2 5 点

3. ISO の取得

受発注者双方の事務負担軽減を図るため、現在、多くの都道府県等において発注者別評価点で評価される、ISO9000 シリーズ（品質管理）、ISO14000 シリーズ（環境管理）取得業者は経営事項審査において評価されることになりました。

ISO9000 シリーズ・ISO14000 シリーズ取得企業

1 規格 →W 8 点において 5 点加点 (P 点換算 7.125 点)

2 規格 →W 8 点において 10 点加点 (P 点換算 14.25 点)

4. 完成工事高評点 (X1)・元請け工事高評点 (Z2) テーブルの見直し

制度設計時の平均点 (700 点) になるよう補正

X1 平均点で約 12 点の上昇 P 点換算 3 点の上昇

Z2 平均点で約 91 点の上昇 P 点換算 4.55 点の上昇

5. その他の審査項目 (W) 項目の追加により評点が圧縮

追加項目 (建設機械・ISO) がない場合

5%の圧縮 W1200 点→1140 点 P 点換算 9 点の減少